



第 385 号・平成 23 年 5 月発行

○人事異動

■新任者紹介

○諸 報

■学生寮「輝光寮」の開寮式を挙行

■新留学生へのオリエンテーション及び歓迎会を開催

■「小樽商科大学地域連携会議」に名称変更

○規 程

■ 一部（全部）改正

○主要日誌

■ 平成 23 年 4 月主要日誌

○行事予定

■ 平成 23 年 5 月予定

商学部准教授 岩本 尚禧(いわもと なおき)

(企業法学科 民法)

昭和54年6月生

学 位 修士(法学)(熊本大学)

商学部准教授 國武 英生(くにたけ ひでお)

(企業法学科 労働法)

昭和50年10月生

学 位 修士(法学)(北海道大学)

前 職 北九州市立大学法学部准教授

言語センター准教授 サーマン ジョン(さーまん じょん)

(言語センター 英語科教育法)

昭和32年4月生

学 位 Doctor of Education(テンプル大学)

前 職 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院特任准教授

商学部准教授 西本 章宏(にしもと あきひろ)

(商学科 流通システム論)

昭和58年8月生

学 位 修士(商学)(関西学院大学)

学務課長 吉原 春之(よしはら はるゆき)

昭和32年1月生

前職 北海道大学企画部調査分析課長

総務課長 村上 力夫(むらかみ りきお)

昭和31年6月生

前職 北海道教育大学総務部人事課長

財務課長 西村 敏信(にしむら としのぶ)

昭和48年1月生

前職 文部科学省高等教育局私学部私学助成課総括係長

施設課長 澤口 哲也(さわぐち てつや)

昭和29年10月生

前職 文部科学省大臣官房文教施設企画部付

財務課課長代理 中谷 慎志(なかに しんじ)

昭和39年1月生

前職 北海道大学病院管理課係長 物流企画担当

学術情報課閲覧係長 田邊 千雪(たなべ ちゆき)

昭和38年1月生

前職 北海道大学附属図書館管理課 雑誌受入担当

総務課人事係長 渡邊 勉(わたなべ つとむ)

昭和51年5月生

前職 北海道大学医学系事務部総務課主任 人事担当

財務課予算係長 駒井 孝博(こまい たかひろ)

昭和49年5月生

前職 北海道大学財務部主計課主任 総括予算担当

学生寮「輝光寮」の開寮式を挙る

4月4日（月）に「輝光寮」の開寮式を挙行しました。
 創立百周年記念事業の一環として、27年振りに学生寮が復活いたしました。
 入学式終了後、午後1時から山本 学長、齊藤 緑丘会理事長及び寮生を代表して男女各1名によるテープカットが行われ、次いで、同施設内で開寮式が挙行されました。
 開寮式では、山本 学長の式辞の後、齊藤 緑丘会理事長からお祝いの言葉をいただき、最後に施設課長から施設の概要説明があり、終了しました。
 開寮式終了後、寮内の見学が行われ、4人部屋や個人部屋及びユニットなど、近代的な構造に終始感動をしていました。
 また、大学構内や小樽市街が一望できる、最上階からの景色にも歓声が上がっていました。

（学務課）



（山本学長の書による看板）



（テープカットの様子）



（山本学長）



（齊藤緑丘会理事長）

新留学生へのオリエンテーション及び歓迎会を開催

4月1日（金）、国際交流センターは4月に本学へ入学する留学生を対象としたオリエンテーションと歓迎会を開催しました。これは留学生として日本で生活する上での注意点や、大学が留学生へ提供する各種サービスなどについて説明し、大学内の施設を案内するものです。

オリエンテーション後には、先輩留学生やボランティアの日本人学生、国際交流関係の教職員が参加する歓迎会となり、国際交流センター長の穴沢先生から、入学を祝い、不安や疑問があればいつでもセンターへ相談に来てほしい、との挨拶がありました。新入生達も打ち解けた様子で歓談していました。

（国際交流センター事務室）



（ごみの分別ルールなどについて説明を受ける留学生）



（歓迎会の様子）

平成23年度第1回小樽商科大学地域連携協議会を開催 「小樽商科大学地域連携会議」に名称変更

小樽商科大学地域連携協議会は、本学と北海道の自治体及び産業界が連携・協力して行う事業を実施することによって、地域社会の活性化と地域課題の解決に貢献することを目的として、平成18年2月に設置されております。

本年度の第1回地域連携協議会が、4月27日（水）に本学第1会議室において開催されました。協議会には、構成員である北海道、札幌市及び小樽市の3自治体が出席し、平成22年度連携事業の実施結果について、事業の実施機関から報告が行われました。各事業共に一定の成果が見受けられるので、実施した意義があったとの講評がありました。

【平成22年度連携事業（実施機関）】

1. 制度融資の指標金利の検討（小樽市・小樽商工会議所・小樽商科大学）
2. 定住自立圏構想に関する事業の取組（小樽市・小樽商科大学）
3. 経済政策に係る知識融合の場の設置（北海道庁・小樽商科大学）

次に、小樽商科大学地域連携協議会のあり方に関する検証（案）について協議が行われました。学内委員会である地域貢献推進委員会において、これまで実施された地域連携事業と地域連携協議会そのものの検証を行い、これまで実施された連携事業は、一定の成果が見受けられるとの結論を得ました。

一方で、地域連携協議会の課題として、新規の事業が少ない点、連携事業のニーズ・シーズを掘り起こす仕組みが不十分である点などが挙げられました。これらの課題を解決するために、本学が構成機関に対して、地域連携のニーズ・シーズの掘り起こしを行うという新たなスキームを提案し、協議会で承認されました。

これに関連して、従来の「小樽商科大学地域連携協議会」という名称を、新たに「小樽商科大学地域連携会議」という名称に変更することが承認されました。

今後、新たなスキームにより、参画機関との連携を深め、地域連携を推進していくこととなりました。

（総務課）



（会議風景）

学内規程

一部改正

目 次

学内規程中，一部改正のあったものの新旧対照表を掲載します。各規程の詳細については，総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

[1. H23.4.6小樽商科大学ビジネス創造センター規程の一部を改正する規程](#)

[2. H23.4.6小樽商科大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程](#)

[3. H23.4.20小樽商科大学学生寮管理運営規程の一部を改正する規程](#)

小樽商科大学ビジネス創造センター規程の一部を改正する規程

【改正理由】従来の CBC フェロー制度では、「本学専任教員」が資格要件の一つであったが、それに加えてかつて本学の専任教員として在職したセンター長または副センター経験者のうちセンター長から特に推薦があったものについてもフェローの資格を付与し C B C の組織を強化するため、所要の改正を行う。

新 (略)	旧 (略)
(フェロー) 第 9 条 C B C に、<u>次の各号の者で C B C が遂行する諸活動やプロジェクト業務への参画を通じ C B C の事業について協力と助言を行う者（以下「フェロー」という。）を置くことができる。</u> <u>(1) 本学専任教員のうちセンター長又は副センター長経験者</u> <u>(2) 本学専任教員のうちセンター長から特に推薦があった主任経験者</u> <u>(3) かつて本学の専任教員として在職した者のうち、センター長から特に推薦があったセンター長または副センター長経験者</u> <u>2 前項第 3 号の任期は、2 年以内の期間とし、再任を妨げない。</u> <u>3 フェローは、運営会議の議を経て、センター長が委嘱する。</u> <u>4 フェローに関する必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が別に定める。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 2 3 年 4 月 6 日から施行する。</u>	(フェロー) 第 9 条 C B C に、<u>本学専任教員のうちセンター長又は副センター長経験者又はセンター長から特に推薦があった主任経験者で、C B C が遂行する諸活動やプロジェクト業務への参画を通じ C B C の事業について協力と助言を行う者（以下「フェロー」という。）を置くことができる。</u> <u>2</u> 同左 <u>3</u> 同左 (略)

小樽商科大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程

【改正理由】 利用の制限における文言及び個人情報の漏えい防止の条項を新設するため、所要の改正を行う。

新	旧
(略)	(略)
(利用の制限) 第15条 <u>次に掲げるものを除き、一般の利用の制限は行わない。</u> (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号<u>及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。</u> (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に<u>公文書等の管理に関する法律第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</u> (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合において、<u>当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</u> <u>（個人情報の漏えい防止）</u> 第15条の2 <u>図書館資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程（平成17年4月4日）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。</u> (略) 附 則 <u>この規程は、平成23年4月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u>	(利用の制限) 第15条 <u>次に掲げる場合においては利用を制限することができる。</u> (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、<u>第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分</u> (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に<u>個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間</u> (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合 (略)

小樽商科大学学生寮管理運営規程の一部を改正する規程

【改正理由】 自然災害(地震等)により被災した学生の修学の機会を確保し、修学困難な学生に対して経済的な支援を行うため、所要の改正を行う。

新 (略)	旧 (略)
(寄宿料等) 第 1 2 条 (同右)	(寄宿料等) 第 1 2 条 寮生は、別表第 2 に定める寄宿料、共益費及び入寮時預り金を所定の期日までに、本学に納付しなければならない。ただし、その年度内の前納を妨げない。
2 (同右)	2 入寮又は退寮の日が月の中途である場合であっても、寄宿料及び共益費は、1 か月分を納付しなければならない。
3 (同右)	3 既納の寄宿料及び共益費は、還付しない。ただし、寄宿料及び共益費を前納した者が、自ら退寮を願い出た場合、又は退寮を命ぜられた場合、納付した者の申し出により退寮の翌月以降に係る既納の寄宿料及び共益費を返還する。
4 (同右)	4 既納の入寮時預り金は、別に定めるところにより退寮時にその一部を還付し、又は追加で徴収することがある。
<u>5 自然災害等により、甚大な被害を被り、寄宿料の納付が困難であると教育担当副学長が認めた寮生に対しては、寄宿料を免除することがある。</u>	
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規程は、平成 2 3 年 4 月 2 0 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。</u>	

主 要 日 誌

平成23年4月

1	金	10:00～留学生オリエンテーション・歓迎会(253講義室) 10:30～短期留学プログラム・オリエンテーション(251講義室) 15:00～新任教員研修会(第2)
4	月	10:00～入学式(体育館) 11:20～新入生オリエンテーション(第1体育館) 13:00～「輝光寮」開寮式
5	火	09:30～課長会(局長室) 09:50～新入生オリエンテーション(210講義室ほか) 18:00～新入生オリエンテーション(夜間主コース、105講義室)
6	水	10:31～ <u>アントレプレナーシップ専攻会議</u> (第1) 14:35～ <u>学部・大学院合同教授会</u> (第1) 15:04～ <u>学部教授会</u> (第1) 15:12～ <u>現代商学専攻会議</u> (第1) 15:19～ <u>教育研究評議会</u> (第1)
7	木	学生定期健康診断(～9日)
13	水	10:30～教務委員会(教育担当副学長室) 13:00～学生委員会(第2)
14	木	09:00～キャリア教育開発部門会議(第2)
18	月	12:00～特認教授称号授与式(学長室) 13:30～課長会(局長室)
19	火	13:10～地域貢献推進委員会(総務・財務担当副学長室)
20	水	10:30～ <u>アントレプレナーシップ専攻会議</u> (第1) 14:33～ <u>学部・大学院合同教授会</u> (第1) 14:47～ <u>学部教授会</u> (第1) 14:57～ <u>現代商学専攻会議</u> (第1) 15:20～ <u>教育研究評議会</u> (第1)
21	木	13:00～インターンシップ専門部会(教育担当副学長室)
25	月	13:30～役員会(第1) 15:00～課長会(局長室)
26	金	11:00～奨学金返還免除推薦専攻委員会(学長室)
27	水	09:30～学部教育開発部門会議(第2) 10:00～施設委員会(総務・財務担当副学長室) 14:30～図書館運営委員会(図書館会議室) 14:30～キャリア教育開発部門会議(第2)

行事予定表(5月)

1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	水	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議(第1) 14:30～教授会等(第1)
19	木	12:10～第1回インターンシップオリエンテーション(104講義室)
20	金	
21	土	ルーキーズキャンプ(朝里クラッセホテル ～22日)
22	日	
23	月	14:00～経営協議会(第2) 終了後 役員会(学長室)
24	火	12:50～平成23年度新入生歓迎講演会 「新入生のための学長特別講義」(210講義室)
25	水	
26	木	14:30～学生大会(昼間コース) (160講義室) 19:25～学生大会(夜間主コース)(104講義室)
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	